

平成25年度

北海道衛生検査所外部精度管理調査結果報告書

北海道保健福祉部

目 次

I	北海道の衛生検査所の現状	1
II	北海道衛生検査所精度管理事業について	1
III	衛生検査所外部精度管理調査について	2
IV	平成25年度外部精度管理調査実施計画（要旨）	2
	1. 生化学・血清学的検査	
	2. 微生物学的検査	
V	平成25年度外部精度管理調査実施概要	3
	生化学・血液学的検査	4
	1. 調査方法	
	2. 評価方法	
	3. 調査結果	
	4. 評価とまとめ	
	微生物学的検査	6
	1. 調査方法	
	2. 評価方法	
	3. 調査結果	
	4. 評価とまとめ	
資料		
	別表 衛生検査所一覧（平成26年3月1日現在）	13
	北海道衛生検査所精度管理専門委員会運営要綱	15
	北海道衛生検査所精度管理専門委員名簿	16

I 北海道の衛生検査所の現状

衛生検査所は、臨床検査技師等に関する法律第20条の3の規定に基づき、所在地の都道府県知事（または保健所設置市長）の登録を受けなければならないこととなっている。

北海道内においては、平成26年3月1日現在で60カ所の衛生検査所（札幌市24カ所、旭川市2カ所、小樽市2カ所、函館市4カ所を含む。）が登録されており、名称及び所在地、登録検査業務を別表（P13～14）に示した。

<臨床検査技師等に関する法律第20条の3>

衛生検査所（人体から排出され、又は採取された検体について第2条に規定する検査を業として行う場所（病院、診療所又は厚生労働大臣が定める施設内の場所を除く。）をいう。以下同じ。）を開設しようとする者は、その衛生検査所について、厚生労働省令の定めるところにより、その衛生検査所の所在地の都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。以下この章において同じ。）の登録を受けなければならない。

<臨床検査技師等に関する法律第2条に規定する検査>

微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査
生化学的検査

II 北海道衛生検査所精度管理事業について

北海道では、医療における衛生検査の重要性に鑑み、道内の衛生検査所の精度管理（検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の向上を図るため、「北海道衛生検査所精度管理専門委員会」（現委員数12名）を設置して、計画的に各衛生検査所の立入検査を実施しているほか、衛生検査所に対する外部精度管理調査を実施している。

今年度は、以下のとおり事業を実施した。

平成25年6月～7月 衛生検査所外部精度管理調査に係る事前調査実施

平成25年11月11日 第1回北海道衛生検査所精度管理専門委員会 開催

【議題】平成25年度立入検査計画及び外部精度管理調査計画について

平成26年2月3日 衛生検査所外部精度管理調査（ブラインド調査）実施

平成26年3月中 衛生検査所立入検査実施

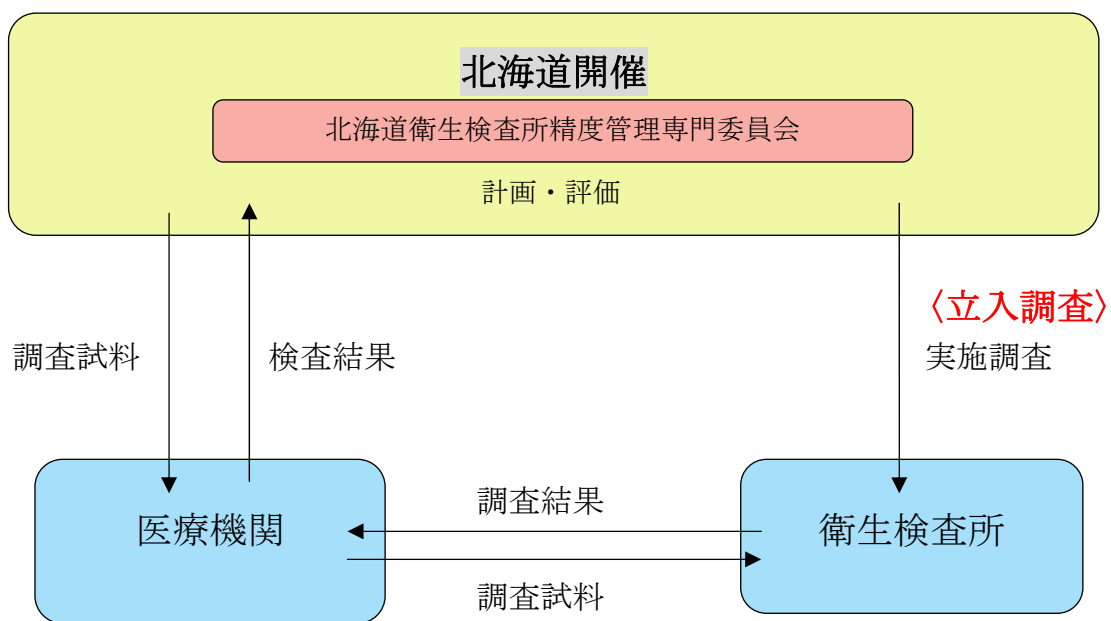
平成26年3月17日 第2回北海道衛生検査所精度管理専門委員会 開催

【議題】衛生検査所立入検査及び外部精度管理調査結果の解析、評価、対応等について

Ⅲ 衛生検査所外部精度管理調査について

北海道では、衛生検査所の外部精度管理調査として、「ブラインド調査」を実施しており、これらの調査結果は各衛生検査所に通知され、精度管理に役立てられるほか、北海道や保健所設置市が実施する立入検査において、調査結果を基に検査精度向上のための指導を実施している。

なお、ブラインド調査とは、下図のとおり、衛生検査所に調査試料であることがわからないように、協力医療機関（調査試料の配布に協力いただく病院や診療所等）から、通常依頼している検体に混ぜて調査試料の検査を依頼し、衛生検査所の検査精度の調査を実施する方法である。



Ⅳ 平成25年度 外部精度管理調査実施計画（要旨）

1. 生化学・血清学的検査

a) 調査試料

ボランティアから搬送当日に採取した新鮮血を試料とする。

b) 検査項目

脂質に関する項目及び血糖を中心に行うこととする。なお、協力医療機関が衛生検査所に依頼していない項目がある場合は、その項目を除外して検査依頼し、対象衛生検査所の共通項目について評価する。

脂質検査 : LDL、TG、HDL-C

糖関連検査 : 血糖、Hb-A1c

肝機能検査 : γ -GPT、ALP、AST、ALT、LD、ChE、ALB、TP、
クレアチニン、尿素

- c) 公的医療機関（モニター機関）における検査
血糖値の経時変化を考慮し、モニター機関においては、午前中（搬送直後）及び午後3時以降の計2回測定を行う。

2. 微生物学的検査

- a) 調査試料
模擬糞便試料（1試料：2種菌添加）および模擬尿試料（1試料：1種菌添加）
- b) 検査項目
試料からの細菌分離・同定および薬剤感受性試験
- c) 予備試験
調査に先立ち、供試菌株を収集し、細菌学的性状試験及び事前模擬試験を実施する。
 - ア) 菌株性状試験の実施
供試菌株を収集し、菌株の生化学的性状、血清型別、毒素産生性などの病原因子の確認試験を実施する。汎用されている簡易同定キットによる同定試験も併せて実施する。
 - イ) 模擬事前試験の実施
事前に調査と同様な一連の作業を実施し、調整試料の適否、状況等を把握する。
- d) 配布試料の確認試験
試料配布後、衛生研究所において試料の状況を確認する。試料調整直後および調整1、2日後に菌分離・同定試験を実施する。

V 平成25年度 外部精度管理調査実施概要

北海道衛生検査所精度管理専門委員会において決定された実施計画に基づき、外部精度管理調査を実施した。生化学・血清学的検査及び微生物学的検査とも協力医療機関を經由して調査試料を配布し、後日、検査結果報告書を収集した。

生化学・血清学的検査は、調査試料の血液成分の経時的変化の影響を考慮しなければならないが、平成23年度から札幌市周辺以外も調査対象に加えて実施することとし、札幌市内から約90分で移動可能な旭川市内（H23）と約60分で移動可能な苫小牧市内（H24）における衛生検査所の検査結果を札幌市周辺の施設と比較したところ、大幅に乖離した測定値は無く、地域間差も認められなかったことから、今年度は、札幌市内から約50分で移動可能な岩見沢市を調査対象に加えることとした。

なお、比較的短時間で移動出来ることから岩見沢市内にモニター機関は設定せず、札幌市3カ所、岩見沢市2カ所の衛生検査所を対象に実施した。札幌市内と岩見沢市内で協力医療機関への調査試料の到着時間が出来る限り近くなるよう調整した。

微生物学的検査は、札幌市4カ所、函館市1カ所の衛生検査所を対象に実施した。各検査の調査方法、評価方法及び調査結果の詳細を、次頁以降に示した。

（担当：北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課）

●生化学・血液学的検査

(1) 調査方法

検体は協力医療機関からの通常の検査依頼という形で対象施設に配布した。対象施設として、北海道内で生化学・血清学的検査を登録している衛生検査所 5 施設を選定した。また、モニター機関として公的医療機関 3 施設に測定を依頼した。

検査項目は、検査所が通常行っている肝機能、糖及び脂質のセット検査の内容を参考に選定し、脂質関連 3 項目、糖関連 2 項目、肝機能及び腎機能関連 10 項目の計 15 項目とした。モニター機関においては同一試料を午前と午後の 2 回測定し、保存時間による影響をみた。

(2) 評価方法

全体（衛生検査所 5 施設＋モニター機関 3 施設）の測定値の平均値(M)を目標参考値とし、 $M\pm 10\%$ を許容範囲として設定して各検査施設の成績を評価した。また、参考のため全体の $M\pm 3SD$ 、モニター機関の $M\pm 10\%$ との比較も行った。

(3) 調査結果

表 1 に各施設の検査データを示した。なお、1 施設 (R2) から検体溶血の報告 (+1、やや溶血) を受けたため、溶血により影響を受ける AST 及び LD の検査結果は他の 2 モニター機関 (R1, R3) のデータと比較した。その結果、4 施設 (K2～K5) の LD の値がモニター機関 (R1, R3) の $M\pm 10\%$ の範囲から外れていた。「乳び」を指摘した機関が半数以上存在したが、影響を受けやすいとされる中性脂肪の値には、顕著な影響は見られなかった。

モニター機関における午前と午後の測定値は、血糖値、LD、コリンエステラーゼで有意差が見られた ($P<0.05$)。衛生検査所においては午後以降の測定となる場合が多いことから、検査結果の評価においては、モニター機関の午後の測定値を用いることとした。

全体の測定値と比較した場合、全 15 項目について $M\pm 10\%$ 、 $M\pm 3SD$ 共に範囲から外れていた施設は無かった。モニター機関の測定値との比較でも、LD を除いては $M\pm 10\%$ の範囲から外れていた施設は無かった。

(4) 評価とまとめ

今年度の調査では、各検査項目とも許容範囲として設定している全体の $M\pm 10\%$ を外れた施設は無かった。さらに、全体 (8 施設) の CV 値は、全 15 項目で 8%以下であり、全体的に良好な結果であった。LD の測定値が全体で大きく 2 群に分かれたことについては、1 施設 (R2) 以外では溶血を示す記載は無かったものの、LD が高かった試料については、溶血の影響が多少あった可能性も考えられる。

(担当：北海道立衛生研究所理化学部薬品保健 G)

表1 H25年度 生化学・血清学的検査-ブラインド調査

項目		衛生検査所					モニター機関						全 体				
		K1	K2	K3	K4	K5	R1*	R2*	R3*	M	M±10%	M	SD	M±3SD	CV(%)	M±10%	
中性脂肪	mg/dl	242	238	234	236	233	224	231	221								
	基準値	30-149	30-149	35-149	30-149	50-149	224	227	224	225	203 - 248	232	6.6	212 - 252	2.9	209 - 255	
HDL-コレステロール	mg/dl	62	63	59	62	59	61	59	57								
	基準値	40-100	40-90	40-86	40-90	40-86	60	59	55	58	52 - 64	60	2.5	52 - 67	4.2	54 - 66	
LDL-コレステロール	mg/dl	154	161	154	157	165	155	154	151								
	基準値	70-139	70-139	70-139	70-139	70-139	154	154	152	153	138 - 169	156	4.4	143 - 170	2.8	141 - 172	
血糖	mg/dl	88	83	85	86	87	96	89	99								
	基準値	60-110	70-109	70-109	70-109	70-109	88	86	95	90	81 - 99	87	3.5	77 - 98	4.1	79 - 96	
HbA1c (NGSP)	%	5.5	5.3	5.7	5.2	5.4	5.5	5.6	5.4								
	基準値	4.6-6.2	4.6-6.2	4.6-6.2	4.6-6.2	4.6-6.2	5.6	5.6	5.5	5.6	5.0 - 6.1	5.5	0.17	5.0 - 6.0	3.0	4.9 - 6.0	
クレアチニン	mg/dl	1.04	1.07	0.99	1.10	1.00	1.01	1.08	1.00								
	基準値	0.50-0.86	0.66-1.11	0.61-1.04	0.66-1.11	0.61-1.04	1.01	1.06	1.04	1.04	0.93 - 1.14	1.04	0.04	0.93 - 1.15	3.6	0.93 - 1.14	
尿酸	K-U	5.9	5.8	6.0	6.2	6.0	5.8	5.9	5.6								
	基準値	2.0-7.0	2.0-7.0	3.7-7.0	2.0-7.0	3.7-7.0	5.8	6.0	5.6	5.8	5.2 - 6.4	5.9	0.18	5.4 - 6.5	3.1	5.3 - 6.5	
γ-GT	U/L	50	53	51	51	52	51	53	50								
	基準値	< 30	< 80	< 75	< 80	< 70	51	53	50	51	46 - 56	51	1.2	48 - 55	2.3	46 - 57	
ALP	U/L	211	209	198	195	210	210	218	210								
	基準値	105-330	105-330	110-360	105-330	115-359	207	217	212	212	191 - 233	207	7.3	185 - 229	3.5	187 - 228	
AST(GOT)	U/L	24	28	27	26	28	26	27	26								
	基準値	8-38	8-38	10-40	8-38	10-40	25	30	25	25	23 - 28	27	2.0	21 - 33	7.5	24 - 29	
ALT(GPT)	U/L	30	32	32	31	31	29	31	29								
	基準値	4-44	4-44	5-45	4-44	5-40	28	32	30	30	27 - 33	31	1.4	27 - 35	4.5	28 - 34	
ChE	U/L	270	294	292	281	292	270	276	267								
	基準値	213-501	213-501	235-494	213-501	242-495	274	278	272	275	247 - 302	282	9.8	252 - 311	3.5	253 - 310	
LD	U/L	173	210	207	206	204	179	205	171								
	基準値	120-245	120-245	115-245	120-245	115-245	183	217	183	183	165 - 201	198	16	150 - 245	8.0	178 - 218	
TP	g/dl	7.3	7.7	7.3	7.4	7.4	7.3	7.4	7.2								
	基準値	6.7-8.3	6.7-8.3	6.7-8.3	6.7-8.3	6.7-8.3	7.3	7.3	7.2	7.3	6.5 - 8.0	7.4	0.15	6.9 - 7.8	2.0	6.6 - 8.1	
ALB	g/dl	4.8	4.8	4.7	4.6	4.6	4.4	4.4	4.3								
	基準値	3.8-5.3	3.8-5.3	3.8-5.3	3.8-5.3	3.8-5.2	4.4	4.4	4.3	4.4	3.9 - 4.8	4.6	0.19	4.0 - 5.1	4.2	4.1 - 5.0	

●微生物学的検査

1. 調査方法

(1) 対象施設

北海道内で微生物学的検査を登録している衛生検査所のうち、5施設を調査対象とした。また、北海道立衛生研究所（以下、衛研）細菌グループによる確認検査のほか、モニター機関として公的医療機関5施設に同じ検体の検査を依頼した。

(2) 試料

衛研で保存している2種類の菌株を継代培養後、調製された糞便及び尿に添加し、試料A、Bとした。添加した菌は次の通り。

試料A：Enteroinvasive *Escherichia coli*（EIEC：組織侵入性大腸菌、患者由来株）

・血清型 O124:NM（運動性無し） 組織侵入性遺伝子保有株

試料B：*Escherichia coli*（非下痢原性大腸菌、健常者由来株）

・各種病原遺伝子保有せず。ST、LT、VT 産生せず

試料Aについては、下痢症を想定し調製した便に、上記EIECを約 10^7 cfu/mLになるよう添加した。試料Bについては、尿路感染症を想定し調製した尿に、上記の非下痢原性大腸菌を約 10^6 cfu/ mLになるよう添加した。

(3) 実施方法

協力医療機関から予め糞便及び尿試料輸送容器を衛研に送付してもらい、各輸送容器に(2)で調製した試料を入れた。これらの試料は、協力医療機関へ送り、協力医療機関からの検査依頼という形で、対象となる衛生検査所へ配布した。検査終了後は検査結果報告書を協力医療機関から収集した。

2. 評価方法

ブラインド調査における評価基準を表1に示した。評価については、協力医療機関から送付された検査結果報告書に基づいて総合的に行った。

分離・同定検査については、下痢症及び尿路感染症の起因菌を正しく分離・同定し報告していることを評価対象とした。血清学的検査や毒素検査が行われている場合には、その結果が適切に報告されているかどうかも評価対象とした。

薬剤感受性試験については、5箇所の医療機関による発注感受性試験の薬剤は試料A、Bともに延べ47種類であった。モニター機関および衛研では両試料とも延べ40種類の薬剤について感受性試験を実施していた。

これら薬剤の中で評価対象としたものは、モニター機関および衛研のうち3箇所以上で検査を実施していた、試料A：22薬剤、試料B：22薬剤である。判定については、モニター機関および衛研の結果が一致している場合、これと異なる結果を誤判定とした。

また、中間耐性（I）の判定については、許容正解とした。

3. 調査結果

- (1) 試料 A : Enteroinvasive *Escherichia coli* (EIEC : 組織侵入性大腸菌、患者由来株)
・血清型 O124:NM (運動性無し) 組織侵入性遺伝子保有株

分離・同定の報告結果を表 2 に示した。本試料については、調査対象 5 施設中 4 施設から、下痢症起因菌として *Escherichia coli* O124 群が適切に報告されていた。しかしながら、1 施設 (B2) では「大腸菌 O 抗原同定は、陰性です。」、コメント欄には「病 (下痢) 原性大腸菌 (-)」と記載されており、下痢症起因菌としての大腸菌は報告されていなかった。

Escherichia coli (非下痢原性大腸菌) については、全施設から下痢症起因菌としての報告はされず、適切に対応されていた。薬剤感受性試験の報告結果を表 3 に示した。下痢症起因菌を適切に報告した 4 施設で行われており、評価した 22 種の薬剤のうち、各施設で行った該当薬剤において正しく判定されていた。

- (2) 試料 B : *Escherichia coli* (非下痢原性大腸菌、健常者由来)

分離・同定の報告結果を表 2 に示した。本試料については、調査対象全施設から、尿路感染症の起因菌として *Escherichia coli* が適切に報告されていた。薬剤感受性試験の報告結果を表 4 に示した。尿路感染症の起因菌を報告した全施設で行われており、評価した 22 種の薬剤のうち、各施設で行った該当薬剤において正しく判定されていた。

4. 評価とまとめ

<分離・同定報告結果>

試料 A で下痢原性大腸菌の検査を実施したにもかかわらず、「大腸菌 O 抗原同定は、陰性です。」、コメント欄には「病 (下痢) 原性大腸菌 (-)」と記載していた施設 (B2) があった。誤判定をした可能性として次のことが考えられる。①試料 A に供試した 2 種類の菌は、一般的な選択分離平板培地上で異なる色合いの集落として発育する。非下痢原性大腸菌の方が一般的な典型集落に見えることから、こちらの集落だけを釣菌し検査した。②EIEC も釣菌し検査したが、血清学的検査上のミスがあった。もし①だった場合には、大腸菌集落についての特徴を再認識し、検査に取り組む必要があると思われる。もし②だった場合には、保有している病原大腸菌免疫血清の力価についての検討、下痢原性大腸菌の血清学的検査手順の見直し等が必要と思われる。いずれの場合も、適切な見直しがなければ今後の下痢原性大腸菌検査で誤判定率が上がる可能性がある。特に腸管出血性大腸菌をこのように報告していたら、大きな問題になりかねない。今後の適切な対応が望まれる。試料 B では、全施設から適切な検査結果が報告されており、引き続き適切な検査対応が行われる事を希望する。

<薬剤感受性試験報告結果>

モニター機関および衛研のうち3カ所以上で検査を実施した、試料A：22薬剤、試料B：22薬剤について評価・検討を行った。これらについては、各施設で行った該当薬剤において正しく判定され、高い評価が得られた。引き続き適切な検査対応が行われる事を希望する。

(担当：北海道立衛生研究所感染症センター感染症部細菌グループ)

.....

表1：微生物学的検査の評価基準

調査項目	評価基準
ブラインド調査	医療機関から提出された検査結果報告書で行う。
試料A：模擬下痢便 下痢症起因菌の 分離・同定	<p>Enteroinvasive <i>Escherichia coli</i>（組織侵入性大腸菌、患者由来株）血清型 O124:NM（運動性無し）、組織侵入性遺伝子保有株について、下痢原性大腸菌（下痢症起因菌）として報告されていること。ペロ毒素検査を行った場合、不検出と報告されていること。血清学的検査を行った場合、適切に結果報告がされていること。</p> <p>目的菌に対し適切な薬剤感受性試験結果が報告されていること。</p>
試料B：模擬尿 尿路感染症起因 菌の分離・同定	<p>尿路感染症起因菌として <i>Escherichia coli</i> が分離・同定されていること。目的菌に対し適切な薬剤感受性試験結果が報告されていること。</p>

表 2 : 細菌同定結果

施設		試料 A Enteroinvasive <i>Escherichia coli</i> (組 織侵入性大腸菌) 血清型 O124:NM (運 動性無し) 、組織侵入性遺伝子保有株	試料 B <i>Escherichia coli</i> (非下痢原性大腸菌)
B1		E.coli (血清型 O124) その他の病原性菌の発育を認めず 目的菌欄コメント: MRSA 陰性	<i>Escherichia coli</i> (大腸菌) MRSA を認めず 目的菌欄コメント: MRSA 陰性
B2		☑ <i>Escherichia coli</i> 大腸菌 O 抗原同定は、陰性です。 目的菌欄コメント: MRSA (-)、 病 (下痢) 原性大腸菌 (-)	<i>Escherichia coli</i> (大腸菌) 目的菌欄コメント: MRSA (-)
B3		E.coli (血清型 O124) その他の病原性菌の発育を認めず	<i>Escherichia coli</i> (大腸菌)
B4		<i>E.coli</i> (病原性大腸菌) 血清型 O124 VT1 型: 陰性、VT2 型: 陰性 目的菌欄コメント: 病原性大腸菌 (+)	<i>E.coli</i>
B5		E.coli (O -124) キャンピロバクター - 大腸菌ベロトキシン VT1- VT2 -	<i>E.coli</i>
モニター 機関	R1	Enteroinvasive <i>Escherichia coli</i> (組 織侵入性大腸菌) 血清型 O124:NM (運 動性無し) 、組織侵入性遺伝子保有株	<i>Escherichia coli</i> (非下痢原性大腸菌)
	R2	<i>Escherichia coli</i> O 抗原 124 ベロ毒素陰性	<i>Escherichia coli</i> O 抗原陰性
	R3	<i>Escherichia coli</i> (O 血清) O124 (ベロ毒素) VT1(-)、 VT2(-)	<i>Escherichia coli</i>
	R4	<i>Escherichia coli</i> O124	<i>Escherichia coli</i>

表 3 : 試料 A (Enteroinvasive *Escherichia coli*) の薬剤感受性試験結果

施設 薬剤	B1	B2	B3	B4	B5	モニター機関			
						R1	R2	R3	R4
ABPC	S					S	S	S	S
AMK	S			S		S	S	S	S
AZT	S					S	S	S	S
CAZ	S					S	S	S	S
CCL	S					S		S	S
CEZ	S		S	S	S		S	S	
CFPM	S			S	S	S	S	S	S
GMZ				S		S	S	S	S
CPFX	S					S	S		S
CTM	S		S	S	S	S	S	S	S
CTRX	S					S		S	S
FMOX	S		S	S		S	S	S	S
FOM	S		S	S		S	S	S	S
GM	S					S	S	S	S
LVFX	S		S	S	S	S	S	S	S
MEPM	S			S	S	S	S	S	S
MINO	S		S	S	S	S	S	S	S
PIPC	S		S	S	S	S	S	S	S
PIPC/TAZ	S					S	S	S	S
SBT/ABPC			S	S	S	S		S	S
SBT/CPZ	S		S	S	S	S	S	S	S
ST	S		S			S	S	S	S

S; 感受性、R; 耐性、I; 中間耐性

ABPC:アンピシリン、AMK:アミカシン、AZT:アズトレオナム、CAZ:セフトアジジム、CCL:セファクロ
 ル、CEZ:セファゾリン、CFPM:セフェピム、CMZ:セフメタゾール、CPFX:シプロフロキサシン、CTM:
 セフォチアム、CTRX:セフトリアキソン、FMOX:フロモキセフ、FOM: ホスホマイシン、GM:ゲンタ
 マイシン、LVFX:レボフロキサシン、MEPM: メロペネム、MINO:ミノサイクリン、PIPC:ピペラシリン、
 PIPC/TAZ: ピペラシリン/タゾバクタム、SBT/ABPC:アンピシリン/スルバクタム、SBT/CPZ:スル
 バクタム/セフォペラゾン、ST: スルファメトキサゾール/トリメトプリム

表 4 : 試料 B (*Escherichia coli* : 非下痢原性大腸菌) の薬剤感受性試験結果

施設 薬剤	B1	B2	B3	B4	B5	モニター機関			
						R1	R2	R3	R4
ABPC	S	S				S	S	S	S
AMK	S	S		S		S	S	S	S
AMPC/CVA						S	S	S	
AZT	S					S	S	S	S
CAZ	S					S	S	S	S
CCL	S		S			S		S	S
CEZ	S	S		S	S		S	S	S
CFPM	S			S	S	S	S		S
CMZ				S		S	S	S	S
CPFX	S					S	S		S
CTM	S		S	S	S	S	S	S	S
CTX						S	S	S	S
FMOX	S			S		S	S	S	S
FOM	S		S	S		S	S	S	
GM	S	S				S	S	S	S
LVFX	S		S	S	S	S	S	S	S
MEPM	S			S	S	S	S		S
MINO	R	R	R	I	I	R	R	R	R
PIPC	S			S	S	S	S	S	S
PIPC/TAZ	S					S	S		S
SBT/CPZ	S		S	S	S	S	S	S	
ST	S					S	S	S	

S; 感受性、R; 耐性、I; 中間耐性

ABPC:アンピシリン、AMK:アミカシン、AZT:アズトレオナム、CAZ:セフトラジウム、CCL:セファクロル、CEZ:セファゾリン、CFPM:セフェピム、CMZ:セフメタゾール、CPFX:シプロフロキサシン、CTM:セフォチアム、CTR:セフトリアキソン、FMOX:フロモキシセフ、FOM:ホスホマイシン、GM:ゲンタマイシン、LVFX:レボフロキサシン、MEPM:メロペネム、MINO:ミノサイクリン、PIPC:ピペラシリン、PIPC/TAZ:ピペラシリン/タゾバクタム、SBT/ABPC:アンピシリン/スルバクタム、SBT/CPZ:スルバクタム/セフォペラゾン、ST:スルファメトキサゾール/トリメトプリム

資 料

別表

衛生検査所一覧（平成26年3月1日現在）

名 称	所在地	登 録 検 査 業 務（一次分類）						
		微生物	血清学	血液学	病理学	寄生虫	生化学	血清分離
株式会社エスアールエル北海道ラボラトリー	札幌市	○	○	○		○	○	
株式会社札幌総合病理研究所					○			
札幌臨床検査センター			○	○	○	○	○	
札幌臨床検査センター株式会社第2ラボラトリー								○
株式会社札幌病理検査センター					○			
第一岸本臨床検査センター 新川			○	○	○		○	○
社団法人北海道勤労者医療協会勤医協臨床検査研究所					○			
株式会社キャンサー細胞病理センター					○			
一般社団法人北海道臨床衛生検査技師会立衛生検査所				○				
第一岸本臨床検査センター 札幌			○	○	○		○	○
株式会社北海道セントラルパソロジーラボラトリー					○			
一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター			○				○	
株式会社保健科学研究所札幌ラボラトリー				○	○			○
PCL札幌病理・細胞診センター					○			
札幌臨床検査センター北3条分室					○			
エスアールエル札幌ステーションラボラトリー				○	○		○	○
エスアールエル北海道ラボラトリー第2ラボ					○			
株式会社ジェネティックラボ病理解析センター				○				
株式会社BMLフード・サイエンス札幌事業所札幌検査室			○					
セルテクノロジーラボラトリー					○			
株式会社モルフォテクノロジー					○			
三菱化学メディエンス株式会社札幌ラボラトリー								○
OMリサーチ&コンサルティング							○	
株式会社CRL					○			
公益社団法人函館市医師会健診検査センター	函館市	○	○	○	○	○	○	
札幌臨床検査センター株式会社道南営業所				○	○		○	
第一岸本臨床検査センター 函館			○	○	○		○	
株式会社保健科学研究所函館ラボラトリー								○
BML小樽	小樽市		○	○			○	
札幌臨床検査センター株式会社小樽営業所				○	○		○	
札幌臨床検査センター株式会社道北支店	旭川市		○	○		○		
第一岸本臨床検査センター 旭川				○	○		○	
第一岸本臨床検査センター 苫小牧			○	○	○		○	
札幌臨床検査センター株式会社苫小牧支店	苫小牧市		○	○		○		
株式会社保健科学研究所苫小牧ラボラトリー				○	○		○	
第一岸本臨床検査センター 恵庭	恵庭市		○	○		○		
札幌臨床検査センター北広島営業所	北広島市		○	○		○		
株式会社帯広臨床検査センター				○	○		○	
有限会社サンコーメディカルセンター	帯広市	○	○		○			
第一岸本臨床検査センター 帯広			○	○	○		○	
株式会社保健科学研究所帯広ラボラトリー				○	○		○	
社団法人室蘭市医師会臨床検査センター	室蘭市		○	○		○	○	
札幌臨床検査センター株式会社室蘭営業所				○	○		○	
第一岸本臨床検査センター 北見	北見市		○	○		○		
札幌臨床検査センター株式会社北見営業所							○	
株式会社保健科学研究所北見ラボラトリー				○	○		○	

衛生検査所一覧（平成26年3月1日現在）

名 称	所在地	登 録 検 査 業 務（一次分類）						
		微生物	血清学	血液学	病理学	寄生虫	生化学	血清分離
第一岸本臨床検査センター 静内	新ひだか町		○	○			○	
札幌臨床検査センター株式会社新ひだか営業所			○	○			○	
札幌臨床検査センター株式会社釧路営業所	釧路市	○	○	○		○	○	
第一岸本臨床検査センター 釧路			○	○			○	
株式会社保健科学研究所釧路ラボラトリー			○	○			○	
釧路市医師会臨床検査センター								○
第一岸本臨床検査センター 滝川	滝川市		○	○			○	
空知臨床検査センター			○	○			○	
札幌臨床検査センター株式会社芦別営業所	芦別市							○
札幌臨床検査センター株式会社岩見沢営業所	岩見沢市		○	○			○	
株式会社岩見沢メディカルラボラトリー			○	○			○	
第一岸本臨床検査センター 岩見沢				○	○			○
第一岸本臨床検査センター 稚内	稚内市		○	○			○	
第一岸本臨床検査センター 後志	岩内町		○	○			○	

北海道衛生検査所精度管理専門委員会設置要綱

第1 趣旨

医療における衛生検査の重要性にかんがみ、道内の衛生検査所の精度管理（検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の向上を図るため、北海道衛生検査所精度管理専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会の検討・協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 立入検査の実施方針の策定及び実施施設の選考に関する事項
- (2) 立入検査結果に基づく、指導及び指示の内容に関する事項
- (3) 外部精度管理調査の実施方針の策定及び実施施設の選考に関する事項
- (4) 外部精度管理調査結果の解析及び評価に関する事項
- (5) 外部精度管理調査結果に基づく、指導及び指示の内容に関する事項
- (6) その他衛生検査所における精度管理の向上に関する事項

2 委員の職務は、次のとおり（委員会の開催時を除く。）とする。

- (1) 衛生検査所の立入検査に同行し、精度管理に関する指導・助言を行うこと。
- (2) 立入検査結果及び外部精度管理調査結果に基づく、指導及び指示の内容に関する事項について、知事の求めに応じ助言を行うこと。

第3 組織

委員会は、13名以内の委員で構成し、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 医師で組織する団体が推薦する者
- (2) 臨床検査技師及び衛生検査技師で組織する団体が推薦する臨床検査技師及び衛生検査技師
- (3) 医育大学又はその附属病院等に勤務し、衛生検査に関し専門的知識を有する者
- (4) その他衛生検査の精度管理に関し相当の学識経験を有する者

2 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置く。

3 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

第4 会議

委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第5 庶務

委員会に関する庶務は、保健福祉部医療政策局医療薬務課において処理する。

第6 雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

北海道衛生検査所精度管理専門委員名簿

(五十音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名
浅沼 康一	北海道公立大学法人札幌医科大学附属病院検査部副部長
伊藤 利道	一般社団法人北海道医師会常任理事
◎北野 明宣	一般社団法人北海道医師会常任理事
紀野 修一	旭川医科大学病院臨床検査・輸血部長
後藤 良一	北海道立衛生研究所長
佐藤 繁樹	一般社団法人北海道臨床衛生検査技師会常任理事
佐藤進一郎	日本赤十字社北海道ブロック赤十字血液センター品質部長
渋谷 斉	北海道大学病院検査・輸血部技師長
中村 厚志	市立札幌病院検査部長
宮田 淳	札幌市保健福祉部衛生研究所長
吉田 繁	北海道大学大学院保健科学研究院助教
渡邊 直樹	北海道公立大学法人札幌医科大学教授

(◎は委員長)

平成 25 年度 北海道衛生検査所外部精度管理調査結果報告書

平成 26 年 3 月 31 日発行

編 集 北海道立衛生研究所

発 行 北海道保健福祉部

〒060-8588

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話 (011) 231-4111

内線 25-333
